

令和 3 年 6 月 23 日現在

機関番号：10104

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2018～2020

課題番号：18K01291

研究課題名（和文）シェアリング・エコノミーと自営的就労の法的保護の在り方に関する比較法研究

研究課題名（英文）A Comparative Legal Study on the Legal Protection of Self-Employed Workers in the Sharing Economy

研究代表者

國武 英生（Kunitake, Hideo）

小樽商科大学・商学部・教授

研究者番号：20453227

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,100,000円

研究成果の概要（和文）：現代のテクノロジーとAIの急速な進歩は、生産ルールを地球規模で変化させ、仕事のあらゆる面で大きな影響を与えている。こうした変化に対応するため、労働法規制のあり方という観点から比較法的検討をふまえて考察を行った。総論的には、労働法上の法的規制を展開していくためには、労働契約の基礎構造を明らかにすることが最重要課題であることを明らかにした。また、各論的テーマとしては、労働法の適用対象を決める法的手法として、どのようなものが妥当かという点についても検討した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究では、わが国の労働契約と被用者概念の理論的基礎を探求すべく、イギリス法およびアメリカ法がそれぞれ雇用契約をどのような概念として把握し、労働法の適用対象を決定づけているのか、そして、労働市場や雇用システムの検討においていかなる者を法的対象として取り入れるべきかという視角から検討を行った。自営的就労の拡大が実態として進むなかで、本研究は理論的にも実務的にも重要な意義を有すると思われる。

研究成果の概要（英文）：The rapid progress of modern technology and AI, are changing the production rules on a global scale with significant impacts in every aspect of work. In order to cope with these changes, this study examines labor law regulations from the perspective of a comparative legal study. In general, it was clarified that the most important issue is to clarify the basic structure of labor contracts in order to develop legal regulations under labor law. This study also examined what kind of legal method is appropriate for determining the subject of application of labor law.

研究分野：労働法

キーワード：労働法の適用対象 労働者 自営的就労 フリーランス シェアリング・エコノミー

1. 研究開始当初の背景

わが国では伝統的に、労働契約を締結する者を労働法の対象となる当事者として基本的に想定してきた。そこで想定される関係は、企業と継続的な契約関係に基づいた「労働」であり、労働法は、指揮命令下で働く「従属労働」をその対象とする法分野として歴史的に形成されてきた。その結果、自営で働く者については、労働法の適用範囲から外れ、労働法上の保護は及ばないものとして考えられ現在に至っている。

しかし近年では、雇用システムの変化や就業形態の多様化、IT(情報技術)化の進展により、SOHO、テレワーク、在宅就業者といった雇用と自営の中間的な働き方や、会社に所属しないフリーランスといった働き方が急速に増加している。なかでも顕著なのが、世界で急速に進んでいるシェアリング・エコノミー(Sharing economy)ないしギグ・エコノミー(Gig economy)とよばれる現象である。アメリカを中心とした世界各国において、スマートフォンのアプリによって個人の需要と供給をマッチングするサービスが多様な分野で急速に拡大している。

本研究では、イギリスとアメリカを主な比較法的考察を通じて、労働立法政策上の課題の提示を試みることを目指した。

2. 研究の目的

本研究の目的は、諸外国におけるシェアリング・エコノミーの進展と自営的就労の拡大を受けて、従属的な労働契約関係を対象とする画一的な労働法規制が機能不全に陥っているという問題意識から、自営的就労に対して法的保護を拡大する法的手法の意義と限界、その制度設計のあり方を検討するものである。本研究では、イギリス及びアメリカの比較法研究を通じて、労働者の多様化を踏まえた実効的な法規制のために規制手法の見直しについて日本への示唆を導き、わが国における労働法の新たな規制枠組みを検討するものである。

3. 研究の方法

本研究では、第1に、イギリスとアメリカにおいて、労働法と社会保障法の適用関係に関する総論的考察を行う。労働法の適用関係をどのように判断しているのかについては明らかになりつつあるが、社会保障法制や税制といった接点については必ずしも明らかになっていない。ここでは、雇用システムがどのように変化し、どのような問題が生じているか、そうした問題についてどのような対応方法が存在するのかを明らかにする。

第2に、シェアリング・エコノミーでプラットフォーム企業のもとで自営的に就労する者について労働法の適用関係があるのかを検討する。アメリカでは、ライドシェアのUber訴訟をはじめとして50以上の訴訟が提起されている。また、また、イギリスにおいても2017年の時点で雇用審判所のケースが登場しており、その議論状況の解明を試みることにした。

第3に、上記の検討を踏まえて、雇用システムをとりまく環境変化と労働市場規制に関する労働法の現状を分析し、イギリスとアメリカの議論から日本法への示唆を導く。アメリカでは、Seth HarrisとAlan Kruegerが「独立労働者(independent worker)」という新たな分類を設ける提案をしている。労働法に課せられた任務を明らかにし、雇用システムの制度設計における課題の提示を試みる。

4. 研究成果

本研究では、わが国の労働契約と被用者概念の理論的基礎を探求すべく、イギリス法およびアメリカ法がそれぞれ雇用契約をどのような概念として把握し、労働法の適用対象を決定づけているのか、そして、労働市場や雇用システムの検討においていかなる者を法的対象として取り入れるべきかという視角から検討を行った。また、各国において、雇用契約概念と被用者概念はどのような関係として構成されているのか、制定法レベルにおいていかなる者を労働法の対象としているのか、契約法理は労働市場や雇用システムとどのような関係にたつのかという観点からも分析を加えた。

第1の成果は、イギリスとアメリカの比較法研究を通じて、労働契約と労働者概念をめぐる議論状況について明らかにしたことである。2019年には、『労働契約の基礎と法構造-労働契約と労働者概念をめぐる日英米比較法研究-』（日本評論社、2019年）と題する書籍として公表し、労働法の適用対象と労働契約の関係性に関する問題状況について一定の道筋を与えた。

イギリスとアメリカの両国共通の理論的特徴としては、従属労働関係にこだわらず、労働市場を構築する観点からプラットフォーム企業を介する働き方も含めた法的規制を指向していることである。労働条件の個別化とともに就業形態の多様化に直面するなかで、理論的には、サービス業を中心とするホワイトカラーの就労形態に適合的な労働契約、さらには、従属労働か独立労働かの区分を問わず、あらゆる役務提供に適合的な契約理論の法的構成が求められている。

第2の成果は、自営的就労に関する比較法研究である。雇用類似の働き方やいわゆるフリーランスとよばれる働き方に関して、いかなる法的保護が必要かという観点から考察を加え論文を公表した（論文、等）。労働時間規制などのこれまでの労働法上の規制のあり方や労働法以外の法規制のあり方について基礎的な分析を試みた。

第3の成果は、労働法上の法的区分に関する研究の必要性である。諸外国には、雇用と非雇用の区分のみならず、第3のカテゴリを設ける、推定規定や立証責任の転換のメカニズムを内在させるなどして、法的紛争を減少させる仕組みを有していた。わが国にどのような法規制が適合的であるかは十分な議論が必要であるが、今後の検討課題としたい。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計9件（うち査読付論文 0件／うち国際共著 0件／うちオープンアクセス 0件）

| | |
|--|-----------------------|
| 1. 著者名 國武英生 | 4. 巻 268 |
| 2. 論文標題 タイムカードがない場合の労働時間の認定と定額残業代特約の有効性 | 5. 発行年 2020年 |
| 3. 雑誌名 季刊労働法 | 6. 最初と最後の頁 202-213 |
| 掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし | 査読の有無 無 |
| オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難 | 国際共著 - |

| | |
|--|------------------------|
| 1. 著者名 國武英生 | 4. 巻 1518 |
| 2. 論文標題 年俸制の医師に対する割増賃金支払義務の有無 | 5. 発行年 2018年 |
| 3. 雑誌名 ジュリスト 平成29年度重要判例解説 | 6. 最初と最後の頁 222, 223 |
| 掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし | 査読の有無 無 |
| オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難 | 国際共著 - |

| | |
|---|------------------------|
| 1. 著者名 國武英生 | 4. 巻 261 |
| 2. 論文標題 NHK地域スタッフの労働契約法上の労働者性と労働契約の類推適用の可否 | 5. 発行年 2018年 |
| 3. 雑誌名 季刊労働法 | 6. 最初と最後の頁 181, 194 |
| 掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし | 査読の有無 無 |
| オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難 | 国際共著 - |

| | |
|---|----------------------|
| 1. 著者名 國武英生 | 4. 巻 459 |
| 2. 論文標題 働き方改革関連法－「労働時間の上限規制」と「高度プロフェッショナル制度」を中心に | 5. 発行年 2018年 |
| 3. 雑誌名 法学教室 | 6. 最初と最後の頁 50, 55 |
| 掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし | 査読の有無 無 |
| オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難 | 国際共著 - |

| | |
|--|---------------------|
| 1. 著者名 國武英生 | 4. 巻 91巻2号 |
| 2. 論文標題 派遣労働者に対する均等・均衡待遇をめぐる法的課題 | 5. 発行年 2019年 |
| 3. 雑誌名 法律時報 | 6. 最初と最後の頁 33,39 |
| 掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし | 査読の有無 無 |
| オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難 | 国際共著 - |

| | |
|---|--------------------|
| 1. 著者名 淺野高宏 = 関本英幸 = 國武英生 = 道幸哲也 | 4. 巻 1965 |
| 2. 論文標題 新型コロナウイルス感染拡大に伴う雇用問題 今後の法理形成に向けて | 5. 発行年 2020年 |
| 3. 雑誌名 労働法律旬報 | 6. 最初と最後の頁 6,34 |
| 掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし | 査読の有無 無 |
| オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難 | 国際共著 - |

| | |
|--|-----------------------|
| 1. 著者名 國武英生 | 4. 巻 92,12 |
| 2. 論文標題 業務中の事故に対する損害賠償と被用者からの逆求償の可否 | 5. 発行年 2020年 |
| 3. 雑誌名 法律時報 | 6. 最初と最後の頁 138,141 |
| 掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし | 査読の有無 無 |
| オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難 | 国際共著 - |

| | |
|--|---------------------|
| 1. 著者名 國武英生 | 4. 巻 1553 |
| 2. 論文標題 新たな働き方と労働時間管理 副業・兼業、テレワークを中心に | 5. 発行年 2021年 |
| 3. 雑誌名 ジュリスト | 6. 最初と最後の頁 41,47 |
| 掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし | 査読の有無 無 |
| オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難 | 国際共著 - |

| | |
|--|---------------------|
| 1. 著者名 國武英生 | 4. 巻 272 |
| 2. 論文標題 全世代型社会保障検討会議フリーランスガイドライン案の意義と課題 | 5. 発行年 2021年 |
| 3. 雑誌名 季刊労働法 | 6. 最初と最後の頁 30,36 |
| 掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし | 査読の有無 無 |
| オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難 | 国際共著 - |

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計8件

| | |
|--|-----------------|
| 1. 著者名 浅野 高宏、北岡 大介、小宮 文人、辻村 昌昭、高橋 賢司、中川 純、南 健悟、日野 勝吾、松井 良和、 本久 洋一、戸谷 義治、新谷 真人、國武 英生、松岡 太郎、小山 敬晴、平川 宏 | 4. 発行年 2019年 |
| 2. 出版社 法律文化社 | 5. 総ページ数 350 |
| 3. 書名 労働契約論の再構成 | |

| | |
|-------------------------------|-----------------|
| 1. 著者名 石田真、道幸哲也、浜村彰、國武英生 | 4. 発行年 2019年 |
| 2. 出版社 旬報社 | 5. 総ページ数 212 |
| 3. 書名 ワークルール検定 初級テキスト〔第2版〕 | |

| | |
|------------------------------------|-----------------|
| 1. 著者名 道幸哲也、加藤智章、開本英幸、浅野高宏、國武英生 | 4. 発行年 2019年 |
| 2. 出版社 旬報社 | 5. 総ページ数 294 |
| 3. 書名 ワークルール検定 中級テキスト〔第3版〕 | |

| | |
|----------------------|-----------------|
| 1. 著者名 國武英生 | 4. 発行年 2019年 |
| 2. 出版社 日本評論社 | 5. 総ページ数 260 |
| 3. 書名 労働契約の基礎と法構造 | |

| | |
|--|-----------------|
| 1. 著者名 道幸哲也、加藤智章、國武英生、迫田宏治、村田英之、開本英幸、淺野高宏、大石玄、山田哲、平澤卓人、上田絵理、所浩代、斉藤善久、戸谷義治、片桐由喜、中島哲、平賀律男 | 4. 発行年 2018年 |
| 2. 出版社 法律文化社 | 5. 総ページ数 118 |
| 3. 書名 18歳から考えるワークルール〔第2版〕 | |

| | |
|--|-----------------|
| 1. 著者名 道幸哲也、淺野高宏、上田絵理、加藤智章、川村雅則、菅野淑子、國武英生、倉本和宜、白 諾貝、林健太郎、開本英幸 | 4. 発行年 2018年 |
| 2. 出版社 旬報社 | 5. 総ページ数 64 |
| 3. 書名 学生のためのワークルール入門 アルバイト・インターンシップ・就活でトラブルにならないために | |

| | |
|--|-----------------|
| 1. 著者名 本久 洋一、小宮 文人、國武 英生、中川 純、斉藤 善久、高橋 賢司、戸谷 義治、小山 敬晴、南 健悟、古賀 修平、大石 玄、淺野 高宏、北岡 大介、新谷 真人、辻村 昌昭 | 4. 発行年 2019年 |
| 2. 出版社 法律文化社 | 5. 総ページ数 292 |
| 3. 書名 労働法の基本 | |

| | |
|---------------------|-----------------|
| 1. 著者名 國武英生 | 4. 発行年 2021年 |
| 2. 出版社 放送大学教育振興会 | 5. 総ページ数 254 |
| 3. 書名 新訂 雇用社会と法 | |

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

| 氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号) | 所属研究機関・部局・職 (機関番号) | 備考 |
|---------------------------|-----------------------|----|
|---------------------------|-----------------------|----|

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

| 共同研究相手国 | 相手方研究機関 |
|---------|---------|
|---------|---------|